

意見書（医師記入）

江東園つばき保育園園長

園児氏名 _____ 組 _____

平成・令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

感染症名	登園のめやす
麻疹(はしか)	解熱後、3日を経過していること
インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ、解熱した後2日経過していること(乳幼児にあっては、3日経過していること)
風しん(三日ばしか)	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮(かさぶた)になるまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	医師により感染のおそれがないと認められること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有の咳が消失していること、又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111)	医師により感染のおそれがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染のおそれがないと認められていること

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から登園可能と判断します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

医師名 _____

*必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入する事が可能です。

***かかりつけ医の皆さまへ**

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

***保護者の皆さまへ**

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育園に提出して下さい。